

国税に関する一般相談は、

「電話相談センター」でお答えします。

平成19年11月1日（木）に

金沢国税局「電話相談センター」を開設します。

金沢国税局では、税務相談室又は税務署にお寄せいただく電話による一般的なご質問やご相談について、金沢国税局税務相談室職員が集中的に受理対応することにより、一層、迅速かつ的確な対応を可能とするため、「電話相談センター」を開設します。

これに伴い、各税務署に併設しています税務相談室6分室（富山、高岡、金沢、小松、福井、武生）は「電話相談センター」に移行します。

〔税目別に対応します〕

Q 1 : 「電話相談センター」とは？

「電話相談センター」では、国税に関する一般的なご質問やご相談について、金沢国税局税務相談室職員が電話でお答えします。



Q 2 : 利用方法は？

直接「電話相談センター（Tel076-263-8080）」にお電話いただくか、又は最寄りの税務署にお電話いただければ、自動音声案内により「電話相談センター」へおつながります（詳しくは、裏面をご覧ください。）。

Q 3 : 利用できる時間は？

「電話相談センター」のご利用時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時までです。

※ 税の取扱いを調べるには、タックスアンサー（インターネット、電話音声やファクシミリによる税に関する情報提供）や国税庁ホームページをご利用ください。

- タックスアンサーのアドレス…………… <http://www.nta.go.jp/taxanswer/>
- 電話又はファクシミリ…………… 076-442-3377（富山県内）
076-224-1144（石川県内）
0776-24-7766（福井県内）
- 国税庁ホームページのアドレス…………… <http://www.nta.go.jp>

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

国税申告・納税を、インターネットを利用して行うことができます。

- e-Taxホームページ…………… <http://www.e-tax.nta.go.jp>
- e-Taxヘルプデスク（問い合わせ窓口）…………… 0570-015901

「電話相談センター」利用のご案内

《「電話相談センター」におかけいただいた場合》

電話相談センター
〔TEL 076-263-8080〕

最寄りの税務署におかけいただければ、おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます（右図参照）。

《最寄りの税務署におかけいただいた場合》

最 寄 の 税 務 署

最寄りの税務署におかけいただいた場合は、自動音声でご案内しますので、税に関する一般的なご相談の方は『1』を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

〔 最寄りの税務署にご用の方は、『2』を選択してください。税務署につながります。 〕

『1』をプッシュ（ダイヤル）

電話相談センターへつながります

〈おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。〉

電 話 相 談 セ ン タ ー

「電話相談センター」では、国税に関する一般的なご質問やご相談について、金沢国税局税務相談室職員が電話でお答えします。

ご用件に応じて、担当の職員におつなぎしますので、自動音声案内に従ってご希望の番号を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。

- 年金や給与又は事業などの「所得税」に関するご相談等 『1』
- 相続税や贈与税又は土地や株式等の売買などに関するご相談等 『2』
- 法人税や源泉所得税又は年末調整などに関するご相談等 『3』
- 消費税や印紙税などに関するご相談等 『4』
- その他のお問い合わせやご不明の場合 『5』